

本宮市農業委員会 平成29年10月総会 議事録

1. 開催日時 平成29年10月19日(木)午後1時30分
2. 開催場所 中央公民館「第2研修室」
3. 出席委員
農業委員会委員
1番 佐藤 孝昭 2番 渡辺 喜一 3番 渡邊 謙輔
4番 國分 政利 5番 遠藤 政幸 6番 國分 新司
7番 渡邊 孝一 8番 渡邊 平二 9番 伊藤 隆一
農地利用最適化推進委員
1番 石橋 広基 2番 遠藤栄太郎 3番 遠藤 俊雄
7番 三瓶 和彦 9番 鍋島 正則
10番 根本 市徳 11番 渡邊 善幸 12番 渡邊 利一
4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 4番 遠藤 秀男 5番 國分 隆一
6番 佐藤 一徳 8番 三瓶 修藏
5. 遅参委員
6. 職員 事務局長 渡邊 孝江
7. 書記 事務局長 渡邊 孝江

事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会10月定例会を開会いたします。欠席の通告は、推進委員4番遠藤秀男委員、6番佐藤一徳委員、5番國分隆一委員、8番三瓶修藏委員です。開会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 ただ今から、本宮市農業委員会10月定例会を開会いたします。(時節の事柄)

事務局長 本宮市農業委員会会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一 時節の事柄

事務局長 これより先は、会長が議長を務め議事進行いたします。

会長伊藤 隆一 出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。5番遠藤政幸委員、6番國分新司委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。

遠藤政幸委員 議長

会長伊藤 隆一 遠藤政幸委員

現地調査委員長 調査委員長に選任されました私、遠藤政幸です。佐藤孝昭委員、遠藤栄太郎委員、佐藤一徳委員です。去る10月12日、13時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。土砂等の流出・周辺農地へ及ぼす影響はないとするものと思われまふ。以上、現地調査委員会の報告といたします。

会長伊藤 隆一 9月定例会で許可の農地法第5条及び現況確認証明願いの許可・証明について事務局より報告いたさせます。

事務局 議長

会長伊藤 隆一 事務局

事務局 9月定例会で許可の農地法第5条1件、現況確認証明願い4件は9月25日付で、許可指令証及び証明書を交付しております。

会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行いませんが、「農地転用現地調査委員長報告」につきましては、議案審議に際し意見を伺うことといたします。それでは、日程に従い議案の審議を行います。

会長伊藤 隆一 議案第55号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項を上程します。申請1番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

渡邊孝一委員 議長

会長伊藤 隆一 7番 渡邊孝一委員

渡邊孝一委員 議案第55号件番1について、10月10日に現地調査及び申請内容の確認を國分隆一委員と致しました。件番1については、生前一括贈与であり、譲受人は農業に従事しており、申請地以外でも耕作放棄地も無く、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番1につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第55号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請1番は許可とすることに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第55号農地の権利移動制限について農地法第3条第1項申請1番は許可とすることに決定いたしました。
次に、議案第56号農地の転用制限について農地法第4条第1項の規定による申請を上程します。申請1番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 局長

事務局長 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する、質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第 56 号農地法第 4 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可することに、異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 56 号農地法第 4 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可することに決定いたしました。
申請 1 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。
(事務局朗読・説明)

事務局長

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 57 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可することに意義ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 57 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 1 番は、許可することに決定を致しました。
申請 2 番について事務局の説明を求めます。

事務局長 議長。

会長伊藤 隆一 局長。
(事務局朗読・説明)

事務局長

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 57 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可することに意義ありませんか。
(異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 57 号農地法第 5 条第 1 項の規定による申請 2 番は、許可することに決定を致しました。

会長伊藤 隆一 次に、議案第 58 号農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長 議長

会長伊藤 隆一 事務局長
(事務局朗読・説明)

事務局長

会長伊藤 隆一 新規設定 1 件、追加新規 5 件の議案に対する質疑を行います。

- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 58 号「農用地利用集積計画の決定について」新規設定 1 件、追加新規 5 件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 58 号「農用地利用集積計画の決定について」新規設定 1 件、追加新規 5 件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。
- 会長伊藤 隆一 次に、追加議案第 59 号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
- 会長伊藤 隆一 事務局長
- 事務局長 (事務局朗読・説明) (追加議案書 議案第 59 号をご覧ください。中間管理機構より別紙 2 名に配分計画がなされましたので、農業委員会として意見を述べるものです。)
- 会長伊藤 隆一 「農用地利用配分計画(案)」に伴う新規設定 2 件の議案に対する審議を行います。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 59 号「農用地利用配分計画(案)」に意見を求められたので、審議結果「原案のとおり意義なし」と回答することに意義ありませんか。
- (異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 59 号「農用地利用配分計画(案)」に意見を求められたので、審議結果「原案のとおり意義なし」と回答することに決定いたしました。以上をもちまして、議案はすべて終了しました。
- 事務局長 本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。
- 会長職務代理者 以上をもちまして、本宮市農業委員会 10 月の定例会を終了いたします。

平成29年10月19日
(閉会午後2時10分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

議席5番委員 遠藤 政幸

議席6番委員 國分 新司
